

3 答申第 6 号
令和 3 年 5 月 1 2 日

久留米市長 大 久 保 勉 様

久留米市情報公開・個人情報保護審議会
会長 吉 岡 マ サ ヨ

答 申 書

令和 3 年 3 月 1 2 日付け 2 民市第 4 3 7 5 号による諮問事項について、下記のとおり答申する。

記

1 諮問事項

市民課が保有する住民基本台帳に係る情報（15歳以上の者の情報に限る。）を安全安心推進課が目的外利用することの公益上の必要性の有無（条例第9条第3項第4号）について

【市民文化部市民課】

2 審議会の意見

市民課が保有する住民基本台帳に係る情報（15歳以上の者の情報に限る。）を安全安心推進課が目的外利用することについては、公益上の必要性がある。

3 承認日

令和 3 年 4 月 2 6 日